

葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月27日

葛飾区長

葛飾区条例第15号

葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年葛飾区条例第6号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、同条第3号中「又は第24条第2項」を「、法第24条第2項又は法第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。